

令和3年第19回 福岡市早良区選挙管理委員会

令和3年11月19日（金） 午前10時～
早良区役所 中会議室

議 題

- 1 議 案
議案第87号 在外選挙人名簿から抹消する者について . . . P. 1
- 2 そ の 他
 - ・ 令和3年10月31日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の結果について . . . P. 3
 - ・ 今後の委員会開催予定について . . . P. 3

議案第87号

在外選挙人名簿から抹消する者について

在外選挙人名簿から次の者を抹消する。

令和3年11月19日

福岡市早良区選挙管理委員会
委員長 中 邨 勝

- 1 抹消する者の数 3人
 内訳 住民票が新たに作成された日後4箇月を経過した者 3人
- 2 抹消する者の氏名等 別紙1のとおり
- 3 抹消年月日 令和3年11月19日

(議案の根拠)

・公職選挙法第30条の11の規定による。

(在外選挙人名簿の登録の抹消)

公職選挙法第30条の11 市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の在外選挙人名簿に登録されている者について次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、これらの者を直ちに在外選挙人名簿から抹消しなければならない。

この場合において、第3号に該当するに至ったときは、その旨を告示しなければならない。

- 1 死亡したこと又は日本の国籍を失ったことを知ったとき。
- 2 前条第1項の表示をされた者について国内の市町村の区域内に住所を定めた年月日として戸籍の附表に記載された日後4箇月を経過するに至ったとき。
- 3 在外選挙人名簿の登録又は在外選挙人名簿への登録の移転の際に在外選挙人名簿の登録又は在外選挙人名簿への登録の移転をされるべきでなかつたことを知ったとき。

(参考)

(在外選挙人名簿の表示及び訂正等)

公職選挙法第30条の10 市町村の選挙管理委員会は、在外選挙人名簿に登録されている者が第11条第1項若しくは252条若しくは政治資金規正法第28条の規定により選挙権を有しなくなつたこと又は在外選挙人名簿に登録されている者に係る住民票が国内の市町村において新たに作成されたことを知つた場合には、直ちに在外選挙人名簿にその旨を表示しなければならない。

(参考)

在外選挙人名簿登録・抹消内訳

(単位:人)

区分	(R3.10.18現在) 登録者数	登録	抹消			小計	現在 (R3.11.19)の 登録者数
		新規申請	死亡等	住民登録	誤載		
男	43	0	0	2	0	▲ 2	41
女	74	0	0	1	0	▲ 1	73
計	117	0	0	3	0	▲ 3	114

そ の 他

- ・令和3年10月31日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の結果について

別紙2のとおり

- ・今後の委員会開催予定について

開催回	会議の別	月 日	開始時刻	場 所
第20回	定例	12月1日(水)	午前10時	早良区役所 中会議室
(令和4年) 第1回	定例	1月20日(木)	午前10時	
(令和4年) 第2回	定例	2月18日(金)	午前10時	